保険と年金

国民健康保険

問 保険年金課

国民健康保険とは

国民健康保険(以下、国保という。)は、奈良県と各市町村が保険者となって運営する医療保険制度です。

病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入している方々がお金(保険税)を出し合って医療費の負担を支え合っています。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除いて、広陵町に住んでいる方はすべて広陵町の国保の加入者となります。

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や漁業などを営んでいる方
- 退職して職場の健康保険を脱退した方
- 職場で健康保険などに加入していない方
- 3か月を超えて日本に在留するものと認められた外国籍の方

加入は世帯ごと、被保険者は一人ひとり

国保は一人ひとりが被保険者です。加入は世帯ごとに行い、世帯主が届け出をします。

国保の届出

次のようなときは、必ず14日以内に届出をしてください。

●国保に加入するとき

加入するとき	必要な書類
町外から転入したとき	転出証明書、本人確認書類(運転免許証など)
職場の健康保険を脱退したとき	資格喪失証明書もしくは離職票、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)
扶養家族から外れたとき	資格喪失証明書、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)
子どもが生まれたとき	申請者の本人確認書類(運転免許証など)
生活保護が廃止(停止)されたとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)

●国保をやめるとき

喪失するとき	必要な書類
町外へ転出するとき	国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)
職場の健康保険に加入したとき	新しく加入された保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)
健康保険の扶養家族になったとき	新しく加入された保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)
死亡したとき	国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、通帳(喪主の方のもの)
生活保護が開始されたとき	生活保護決定通知書、国民健康保険の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、マイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類(運転免許証など)

●その他

その他の手続き	必要な書類
保険証をなくされたとき	本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーの確認ができるもの
資格情報のお知らせをなくされたとき	本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーの確認ができるもの
資格確認書をなくされたとき	本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーの確認ができるもの
住所、世帯主、氏名が変更になったとき	国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか、本人確認書類(運転免許証など)
修学のため町外で生活するとき	国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか、学生証もしくは在学証明書、本人確認書類(運転免許証など)

※40歳以上65歳未満の方で、指定障がい者支援施設など厚生労働省令で定める特定の施設に入所されている方は入所期間の間、介護分の保険税はかかりませんので国保の窓口までご連絡ください。

国保で受けられる給付

●療養の給付

医療機関の窓口で保険証またはマイナ保険証等を提示すれば、費用の一部を負担(2割負担または3割負担)するだけで次のような医療を受けることができます。残りの費用は、国保で負担します。

- 診察　• 治療　• 薬や注射などの処置
- 入院および看護(入院時の食事代は対象外)
- 在宅医療(かかりつけ医の訪問診療)および看護
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

●療養の給付が受けられないとき

- 病気とみなされないもの(健康診断・人間ドック・予防注射・正常な分娩・美容整形など)
- 業務上のけがや病気(労災保険の対象となるものなど)
- 不法行為等により国保の給付が制限されるもの(飲酒運転や無免許運転による事故、けんかなど第三者による傷病など)

●医療費の自己負担割合

- 義務教育就学前の被保険者の場合、2割負担
- 義務教育就学以上70歳未満の被保険者の場合、3割負担
- 70歳以上75歳未満の被保険者の場合、2割負担または3割負担

●入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額(1食あたり)を自己負担します。

食事負担額一覧

区分		金額
一般(下記以外の方)		490円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去12か月間で90日を超える入院	180円
低所得者Ⅰの方		110円

※区分については、P47の表を参照してください。

- 住民税非課税世帯の方は、入院したときの食事代の軽減を受けることができますので、保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれかを持って国保の窓口で申請してください。
- 住民税非課税世帯と低所得者Ⅱの方は、入院日数が過去12か月間で90日を超えた場合は、その超えたことが分かる入院時の領収書をご持参ください。
- 入院したときの食事代は、高額療養費などの計算には入りません。

●医療費を自己負担したとき(療養費の支給)

次のようなときで、医療費を全額自己負担した場合は、あとで国保の窓口で申請し、審査で認められれば自己負担分を除いた額が支給されます。

療養費申請

1. 不慮の事故や旅先などで急病になりやむを得ず保険証等を持たずに治療を受けたとき

申請に必要なもの
- ☑ 国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑ 診療報酬明細書　☑ 領収書
- ☑ 振込先口座の確認ができるもの(通帳など)

2. 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき

申請に必要なもの
- ☑ 国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑ 医師の意見書または装着証明書　☑ 領収書
- ☑ 振込先口座の確認ができるもの(通帳など)

3. 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

申請に必要なもの
- ☑ 国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑ 施術内容と費用が明細な領収書
- ☑ 振込先口座の確認ができるもの(通帳など)

4. 医師が必要と認めた、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき

申請に必要なもの
- ☑ 国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑ 医師の意見書　☑ 施術内容と費用が明細な領収書
- ☑ 振込先口座の確認ができるもの(通帳など)

5. 海外にいるときに医療を受けたとき

申請に必要なもの
- ☑ 国民健康保険の保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑ 診療報酬明細書と領収明細書
- ☑ 渡航が証明できるもの(パスポートの写し等)
- ☑ 振込先口座の確認ができるもの(通帳など)

※ただし、診療内容の明細書と領収書が外国語で作られている場合は、日本語に翻訳したものが必要です。

※医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると原則給付を受けることができなくなります。
また、医療処置が適正であったか審査するので、申請から支給まで2～3か月ほどかかります。
審査の結果によっては給付されない場合もあります。

●出産育児一時金の支給

出産育児一時金は被保険者が出産された時に、加入されている保険者から支給される給付金です。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

出産育児一時金は、原則50万円(注1)の範囲内で保険者から病院などに直接支払い(直接支払制度(注2))ますので、被保険者の一時的な費用負担が軽減され安心して出産できます。

(注1)産科医療補償制度加入機関以外での分娩は48万8千円
(注2)直接支払制度の利用を希望されない場合は、出産後に保険者に直接請求していただくことになります。

申請に必要なもの
- ☑保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑産科医療補償制度対象分娩であることを証明する印が押された領収書
- ☑医療機関などから交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る代理契約を医療機関等と締結していない旨と保険者名が記載されたもの）の写し
- ☑振込先口座の確認ができるもの（通帳など）（世帯主の方のもの）

※出産日の翌日から2年を過ぎると原則支給されません。

●葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費3万円が支給されます。

※葬祭をした日の翌日から2年を過ぎると原則支給されません。

申請に必要なもの
- ☑保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑振込先口座の確認ができるもの（通帳など）（喪主の方のもの）

●移送費の支給

重病人の入院や転院など、医師が認めた移送に費用がかかり、申請して国保が必要と認めると移送費が支給される場合があります。

申請に必要なもの
- ☑保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか
- ☑医師の意見書　☑領収書
- ☑振込先口座の確認ができるもの（通帳など）

●交通事故にあったら

国保に加入している方が、交通事故など第三者による行為で負傷した場合、保険証またはマイナ保険証等を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですので、国保が一旦立て替え、後日加害者に請求することになります。

したがって、第三者行為による治療を受けた場合は、必ず国保の窓口にご連絡ください。

国民健康保険税

国保の保険税は、世帯ごとに保険税額が決められます。

保険税は、世帯主に対して課税されます。したがって世帯主が国保に加入しておらず、世帯員のみが国保に加入されている場合でも、通知書等は世帯主に送付されますので、ご注意ください。

●保険税の決まり方

国保の保険税は、「基礎課税額分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」をそれぞれ次の項目に割り振り、それらを組み合わせて世帯ごとの保険税額が決められます。

		世帯の加入者の所得に応じて計算		世帯の加入者数に応じて計算		一世帯にいくらと計算	
基礎課税額分	=	所得割	＋	均等割	＋	平等割	組み合わせて世帯ごとの保険税を算出
後期高齢者支援金分	=	所得割	＋	均等割	＋	平等割	
介護納付金分	=	所得割	＋	均等割			

保険税は年齢によって異なります。

40歳未満の方および65歳以上の方　国民健康保険税＝基礎課税額分＋後期高齢者支援金分

40歳以上65歳未満の方　国民健康保険税＝基礎課税額分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分

●保険税の納期

保険税は、4月から翌年の3月までの12か月分を1年分とし、1年分の保険税を7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。毎年7月中旬に納税通知書を世帯主宛に送付しますので、必ずご確認ください。また、年度の途中で国保に加入された場合は、手続きされた月またはその翌月から残りの納期で納めていただくことになります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
－	－	－	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	－

●保健事業

毎年6月頃に特定健康診査受診券・受診案内を送付します。特定健康診査を希望される場合は奈良県内の登録医療機関（奈良県公式ホームページ掲載）で受診券、質問票、マイナンバーカード（または保険証、資格確認書のいずれか）を提出して受診してください。

医療費が高額になったとき

●高額療養費の支給

同じ月内に医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をすれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満と70歳以上の被保険者では、限度額が異なります。また、申請をしないと支給されませんので、ご注意ください。なお、支給申請手続きの簡素化の手続を行った方につきましては、次回以降から該当があれば自動振込となります。

ただし、マイナ保険証で受診いただく場合は手続きなしで限度額以上の支払いが不要になります。

●自己負担額の計算

1. 月の1日から末日で計算します。
2. 同じ医療機関ごとに計算します。2か所以上の医療機関にかかった場合は別々に計算します。
3. 同じ医療機関でも歯科は別計算になります。
4. 同じ医療機関でも外来・入院は別々に計算します。
5. 入院時の食事代や差額ベッド料などは対象外です。

※70歳以上の方は、病院・診療所・歯科の区別なく合算します。

70歳未満の方の場合

所得※区分		3回目まで	4回目以降
（ア）	901万円超	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1%	140,100円
（イ）	600万円超901万円以下	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1%	93,000円
（ウ）	210万円超600万円以下	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
（エ）	210万円以下(住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
（オ）	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額」となります。

世帯で合算して限度額を超えたとき

一つの世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

70歳以上の方の場合

外来(個人単位)の限度額を適用後、入院と合算して外来+入院(世帯単位)の限度額を適用します。

入院のみの場合は、外来+入院(世帯単位)の限度額を適用します。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年4回目以降
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		140,100円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		93,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		44,400円
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－

低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)。

低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる方。

現役並み所得者の方でも以下の場合は「一般」の区分と同様になる場合があります。

70歳以上の国保被保険者の収入合計が二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の方は、「一般」の区分と同様になります。

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行した方がいて、現役並み所得者になった高齢者国保単身世帯の場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の後期高齢者医療制度に移行した方も含めた収入合計が520万円未満の方についても「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用します。

70歳未満の方と70歳以上の方の被保険者が同じ世帯の場合

1. まず70歳以上の方の自己負担限度額を計算します。
2. 1に70歳未満の方の合算対象額(21,000円以上の自己負担額)を加算します。
3. 国保世帯全体として70歳未満の方の自己負担限度額を適用して計算します。

高額療養費の支給が12か月間に4回以上あるとき

当該療養があった月以前の12か月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、「4回目以降」の限度額を超えた分が支給されます。

「限度額適用認定証」で窓口での支払いが限度額までになります。

医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額適用認定証」等を提示すれば、医療機関の窓口での負担は限度額までになります。あらかじめ国保の担当窓口に認定証の交付を申請してください。保険税（保険料）を滞納していると交付できませんのでご注意ください。

マイナ保険証で受診いただく場合は、「限度額適用認定書」等がなくても限度額以上の支払いが不要となります。

対象者	所得区分	認定証の種類
70歳未満の方	ア～エ	限度額適用認定証
	オ	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	※交付申請は不要です
	現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	限度額適用認定証
	現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	
	一般	※交付申請は不要です
	低所得者Ⅱ	限度額適用・標準負担額減額認定証
	低所得者Ⅰ	

●高額医療・高額介護合算制度

国保の高額療養費と介護保険の高額サービス費がそれぞれ月単位で限度額が設けられ支給されています。医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合に被保険者の申請に基づき、1年間の国保と介護保険における自己負担額が合算できます。

国保と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、合算して一定の限度額（年額）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

70歳未満の方の場合

所得※区分		
（ア）	901万円超	212万円
（イ）	600万円超 901万円以下	141万円
（ウ）	210万円超 600万円以下	67万円
（エ）	210万円以下（住民税非課税世帯除く）	60万円
（オ）	住民税非課税世帯	34万円

※「総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額」となります。

70歳以上の方の場合

所得区分	
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

後期高齢者医療制度　問 介護福祉課

後期高齢者医療保険とは、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上のすべての方が加入する医療保険制度です。

資格と保険料

●被保険者となる方

- 75歳以上の方（75歳のお誕生日の当日から被保険者となります。）
- 65歳以上74歳以下で、一定の障がいのある方（役場介護福祉課に申請をされた日から被保険者となります。）

●病院などに支払う額（一部負担金）

病院の窓口で支払いする際の負担割合は、世帯の被保険者のうち、最も所得が高い方の住民税課税所得によって決まります。

- 住民税課税所得が28万円未満　1割負担
- 住民税課税所得が28万以上　2割負担

※住民税課税所得が28万以上の方で、年金収入（★1）とその他の合計所得金額（★2）の合計額が、世帯に後期高齢者が1人の場合は200万円未満、2人以上の場合は320万円未満の場合は1割負担となります。

★1　遺族年金や障害年金は含みません。

★2　事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた額です。

- 住民税課税所得が145万円以上　3割負担

※住民税課税所得が145万円以上の方で、被保険者の合計収入が383万円（同じ世帯に70歳以上の方が複数の場合は520万円）未満で、基準収入額適用申請をされた場合は、一部負担金の割合が2割に変更されます。

●保険料の決まり方

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて支払う「所得割額」の合計が保険料になります。

令和6、7年度保険料（年額）

保険料 ＝ 均等割額 51,500円 ＋ 所得割額 基礎控除（43万円）後の総所得金額×所得割率10.55％

※均等割額や所得割率は、2年ごとに見直されます。

※保険料の賦課限度額は80万円です。

●保険料の軽減

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割軽減	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等※の数－1）以下
5割軽減	基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等※の数－1）以下
2割軽減	基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等※の数－1）以下

1. 所得が低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって上記のように軽減されます。
2. 職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者であった方の保険料は、所得割額がかからず、均等割額が資格取得後2年間に限り5割軽減となります。7割軽減対象を優先します。

●保険料の納め方

保険料は、原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書などで納めます。
年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。
※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります。

給付

●高額医療費

病院などで支払った1か月医療費が、下記の限度額を超えた場合に、超えた金額が高額療養費として支給されます。

入院の場合は病院などでの負担が自己負担限度額までの支払いにとどめられます。なお、低所得者の取扱いを受けるには、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要です。また、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの取扱いを受けるには、「限度額適用認定証」が必要です。

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%※1	
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%※2	
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%※3	
一般Ⅱ（令和4年10月から）		18,000円または【6,000円＋（医療費－30,000円）×10%】の低い方を適用	57,600円※4
一般（課税所得145万円未満等）		18,000円	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1　過去12か月以内に限度額を超えたことによる支給が3回以上あった場合、4回目以降は140,100円です。
※2　過去12か月以内に限度額を超えたことによる支給が3回以上あった場合、4回目以降は93,000円です。
※3　過去12か月以内に限度額を超えたことによる支給が3回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。
※4　過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えたことによる支給が3回以上あった場合、4回目以降は44,400円です。
★支給が見込まれる方は、広域連合から文書で通知があります。

所得区分

- 現役並み所得者　負担割合が3割負担の方
- 一　般　Ⅰ　現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない方
- 一　般　Ⅱ　負担割合が2割負担の方
  令和4年10月から2割になる方については、自己負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。（※令和7年9月30日まで）
- 低所得Ⅱ　同一世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方
- 低所得Ⅰ　同一世帯の全員が住民税非課税で、年金収入が80万円以下の方

●医療費を全額支払ったとき（療養費）

次のような理由により医療費を全額支払った場合、その理由が適当であると認められたときは、一部負担金を差し引いた金額が後日支給されます。

- 急病などやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療を受けたとき
- 医師が必要と認めた治療用装具の費用
- 海外旅行中に医療機関に支払った費用

●被保険者が亡くなられたとき（葬祭費）

被保険者が亡くなったときは、その方の葬祭を行った方に対して、葬祭費として30,000円を支給します。

保健事業

毎年6月頃に健康診査受診券・受診案内を送付します。健康診査を希望される方は奈良県内の登録医療機関で受診券、質問票、マイナンバーカード（または保険証、資格確認書のいずれか）を提出して受診してください。

交通事故などにあったとき

交通事故などの他人の行為でけがをした場合でも、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療広域連合で治療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになりますので、必ず介護福祉課に届出をしてください。

国民年金

問 保険年金課

国民年金とは

国民年金は、すべての方に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。

また、病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態の備えでもあります。

会社に勤めている方が加入する厚生年金保険や、公務員が加入する共済組合などの年金制度に加入している方も、すべて一緒に国民年金制度に加入していることになります。

老後の生活を、精神的にも肉体的にも充実した実り豊かなものにするには、経済的に不安がなく、安心して生活を送れる見通しがなくてはなりません。そんな老後の生活の安定を保証し、私たちの暮らしを支えてくれるのが、公的年金制度である国民年金です。

基礎年金番号通知書について

令和4年4月から、年金手帳は**基礎年金番号通知書**に切り替わりました。今後、年金手帳を紛失などした場合は、基礎年金番号通知書が発行されます。

国民年金の被保険者

必ず加入しなければならない方

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入することになります。被保険者は次の3つに区分されます。

①第1号被保険者…自営業者・学生・フリーターなど
②第2号被保険者…厚生年金や共済組合に加入している方
③第3号被保険者…厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

希望により加入できる方

①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
②日本国籍がある方で外国に居住している20歳以上65歳未満の方
③年金を受給するために必要な期間の不足する65歳以上70歳未満の方

資格関係の届出

届出の必要なとき	届出の内容	届出に必要なもの
会社などを退職されたとき	国民年金第1号被保険者の加入の届出をする	☑ 退職日のわかる書類(離職票、退職証明書、資格喪失証明書など) ☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの
配偶者の被扶養者でなくなったとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出をする	☑ 被扶養者でなくなったことのわかる書類(資格喪失証明書など) ☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの
年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失したとき	基礎年金番号通知書を再発行します。	☑ 本人確認できるもの ※お急ぎの発行の際は、年金事務所へ
任意加入されるとき	任意加入の届出をする	☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの ☑ 預金通帳と通帳の届出印 ※任意加入の保険料納付は口座振替になります。

国民年金保険料

第1号被保険者は、納付書などで国民年金保険料を直接納めなければなりません。

国民年金保険料は毎月確実に納めることが大切ですが、経済的な理由や学生である場合などは免除制度、納付猶予制度や学生納付特例制度があります。これらの制度は前年の所得をもとに国が審査を行いますので、未納のままにしないで早めに申請してください。

国民年金保険料に関する届出

届出・申請の必要なとき	届出・申請の内容	届出・申請に必要なもの	届出先・申請先
保険料の納付が困難なとき	免除、納付猶予、学生納付特例の申請をする	☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの ☑ 離職を理由とする場合は離職票の写し ☑ 学生の場合は学生証の写し(両面コピー)または、在学証明書	• 役場保険年金課 • 年金事務所
口座振替での納付を希望されるとき	口座振替納付申出書を提出する	☑ 預金通帳　☑ 通帳の届出印 ☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの	• 役場保険年金課 • 各金融機関 • 年金事務所
クレジットカードでの納付を希望されるとき	クレジットカード納付申出書を提出する	☑ クレジットカード ☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの	• 役場保険年金課 • 年金事務所
納付書を紛失されたとき	再交付の依頼をする	☑ 基礎年金番号通知書、年金手帳 ☑ マイナンバー(個人番号)がわかるもの	• 年金事務所